

セッションのまとめ

岸本 哲也

環境問題は歴史上古くから生じていたが、それが深刻な公害問題になったのは、鉱工業が盛んになった明治期以降である。多くの紛争と犠牲者を重ねた後に、1970年代には政策が整備され、防止技術の進歩とあいまって、深刻な公害問題は見られなくなってきた。

しかし、先進国では生活水準の上昇に伴って、環境に対する関心が単に周囲の空気や水の状態にとどまらず、生態系全体を含む広い範囲に渡るようになった。また、世界全体の経済活動の規模が大きくなるにつれて、環境問題は限られた地域の中にとどまらず、地球全体に渡るものになってきた。そのことは、膨大な人口を抱える途上国の経済成長によってさらに顕著になっている。

いまでは、環境問題はある地域の企業と周辺住民の間の問題にとどまらず、外国の住民、将来世代、そして草木や生き物全体を巻き込むものになっている。公共政策がこのように変化した環境問題に対処するためには、環境倫理（政策の基礎になる理念）を再検討する必要がある。

環境問題には多くの側面があるので、さまざまな分野で環境問題に取り組んでおられる研究者に、それぞれの視点から環境倫理を提示していただくセッションを設定した。鬼頭秀一教授（環境学）、宇佐美誠教授（法哲学）、鷲田豊明教授（環境経済学）から報告をお願いし、そして、加藤尚武教授（環境倫理学）にそれらを展望したコメントをしていただく。議論が一挙に進むことを期待するわけではない。学際的な理解を深める第一歩を踏み出すのが目的である。

鬼頭報告は、環境政策における諸価値の位置づけについての提言をする。自然保護などのグローバルな価値の追求は、ローカルな生活の場にある価値（そこにおける文化的・社

会的・宗教的要素)との間に軋轢を生じることが多い。ともすれば、グローバルな価値が上位に置かれ、ローカルな価値が下位に置かれる。むしろ、ローカルな価値から出発して、グローバルな価値を構成してゆくという発想が持たれるべきである。ローカルな価値から出発することによって、多様な価値を調和させる道が拓ける可能性がある」と主張される。

宇佐美報告は、環境に関する公共政策が、法における「権利」の概念を通して実施されるという認識から出発する。法が機能するためには、権利を付与する客体として配慮されるものの範囲が決められなければならない。ことに、国境を越えた環境汚染、自然保護、種の保存などが問題になり、さらに、環境破壊が将来世代の生存をも脅かすかもしれない、状況によっては、配慮の範囲を現在特定の国(例えば日本)で生活している人に限る古典的な考え方を変えることが迫られる。宇佐美報告は、法哲学の成果に基づいて、配慮の範囲を、現在生活している自国・他国の人間と、身近な将来世代に設定することを提言している。

鷲田報告は、人間の経済活動が環境破壊をもたらすという事実から出発する。そして、経済活動を編成する重要な制度である市場経済との関連で環境政策の理念を問う。市場経済における自己利益の追求が、公共の利益に寄与する限りでは、自己利益追求に倫理的価値が認められるが、それが環境問題をひき起こすことについては、何らかの修正が迫られる。そのためには、環境の価値を金銭表示して市場経済に取り込むという手続きが有効である。しかし、それですべてが尽くされるわけではない。金銭表示をして市場に取り込めない環境の価値が残るのであり、それについては、経済的動機に頼るのではなく、それとは異なる倫理的動機を持ち込む必要がある。

加藤コメントは、放射性物質が国境を越えて廃棄されようとする例を提示して、以上3つの報告がこの問題に対してどのような処方を出すのかを問う。確定した回答に至ることはできなかったが、環境倫理に対する多様なアプローチのしかたを確認できたことでこのセッションの目的は達成されたと思われる。